

## 障害のある人の情報アクセシビリティを向上するための施策

### 1. 情報アクセシビリティの向上

#### (1) 総合的な支援

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく地域生活支援事業においては、障害のある人の情報通信技術の利用・活用の機会の拡大を図るため、IT関連施策の総合サービス拠点となる障害者ITサポートセンターの運営（27都道府県、4指定都市、1中核市：2020年度末時点）や、パソコンボランティア養成・派遣等が実施されている。また、今後、IoTやAIなどの新たなICTを活用することにより、障害の特性、状態、生活実態等、個々の障害のある人の状況にきめ細かな対応を可能とする製品やサービスの開発・提供が期待されている。総務省では「デジタル活用共生社会実現会議」を開催し、年齢、障害の有無、性別、国籍等にかかわらず、デジタル活用の利便性を享受し、又は担い手となることで、誰もが豊かな人生を送ることができる「デジタル活用共生社会」の実現を目指すべきであるとした「デジタル活用共生社会の実現に向けて～デジタル活用共生社会実現会議 報告～」を2019年4月に公表した。この報告に基づき、各企業等が自社のICT機器・サービスについてアクセシビリティ確保を自己診断する取組や、情報アクセシビリティに配慮したICT機器・サービスの活用、これらの開発を促進するためのニーズ・シーズ関連情報の提供、高齢者・障害者等がICT機器・サービスの利用方法を学ぶことのできる「デジタル活用支援員」の取組をそれぞれ推進していくこととしている。

#### (2) 障害のある人に配慮した機器・システムの研究開発

情報通信の活用によるメリットを十分に享受するためには、障害のある人を含め誰もが、自由に情報の発信やアクセスができる社会を構築していく必要がある。

障害のある人の利用に配慮した情報通信機器・システムの研究開発の推進に当たっては、その公益性・社会的有用性が極めて高いにもかかわらず、収益性の低い分野であることから、国立研究機関等における研究開発体制の整備及び研究開発の推進を図るとともに、民間事業者等が行う研究開発に対する支援を行うことが重要である。

また、家電メーカーや通信機器メーカーにおいては、引き続き障害者・高齢者に配慮した家電製品の開発・製造に努めているところである。また、2016年度より国際標準化団体のISO/IEC-JT 1にてスマートフォンやタブレットのアクセシビリティ向上を目的とした議論が継続して審議されており、我が国製造メーカーも参加している。2018年度には情報アクセシビリティに関する日本産業規格（JIS）として制定している「高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第4部：電気通信機器」について、スマートフォン等のアクセシビリティの確保・向上を目的として改正を行った。

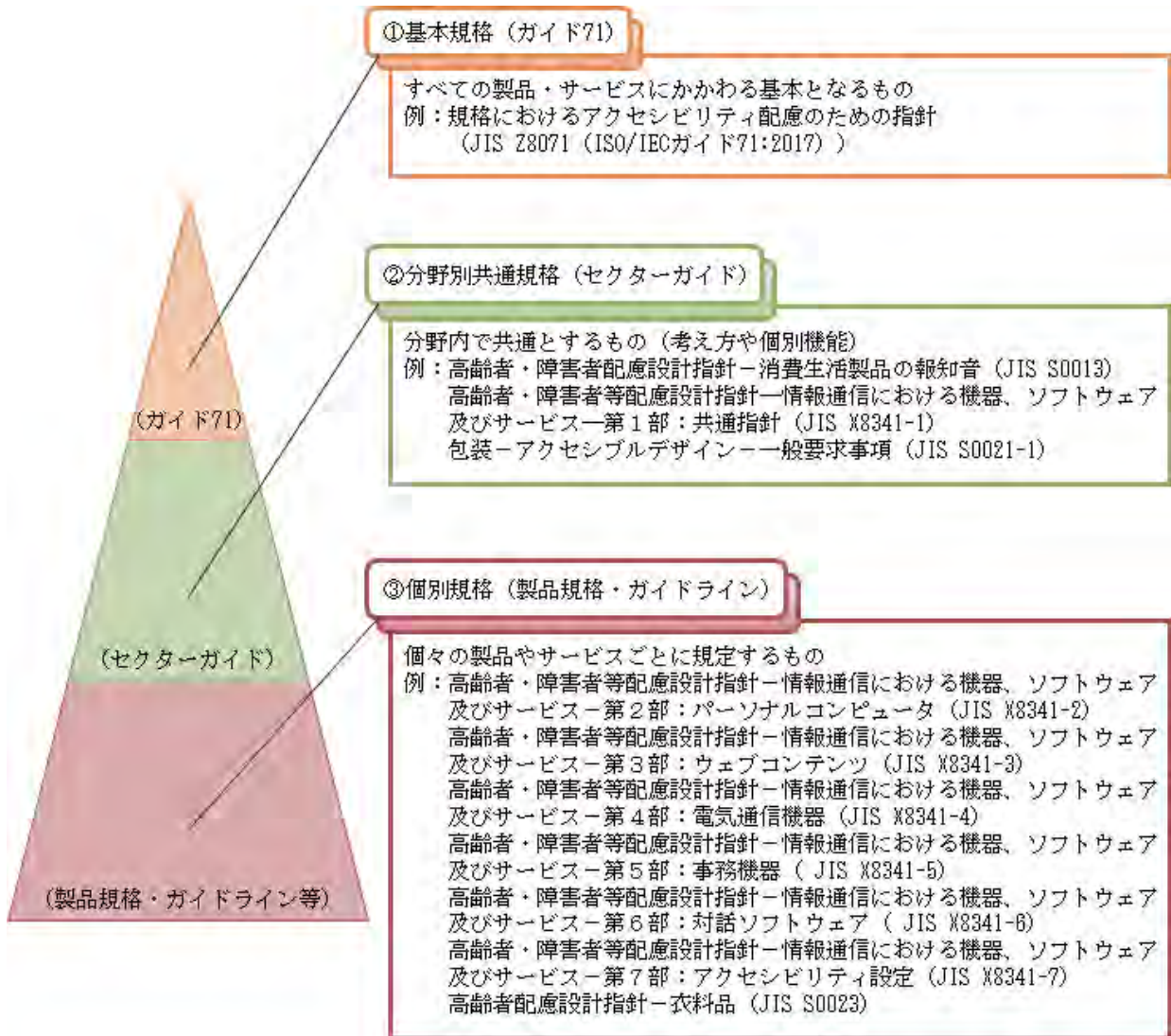
#### (3) 情報アクセシビリティに関する標準化の推進

情報アクセシビリティに関する日本産業規格（JIS）として「高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス」（JIS X8341シリーズ）を制定してい

る（具体的には「共通指針」、「パーソナルコンピュータ」、「ウェブコンテンツ」、「電気通信機器」、「事務機器」、「対話ソフトウェア」、「アクセシビリティ設定」について制定。）。

また、国内の規格開発と並行し、国際的な情報アクセシビリティのガイドライン共通化を図るため、JIS X8341シリーズのうち、「共通指針」、「パーソナルコンピュータ」及び「事務機器」について国際標準化機構（ISO）へ国際標準化提案を行い、2012年までに、それぞれ国際規格が制定された。2018年においては、国際規格との整合性を高めるため「電気通信機器」のJIS規格を改定した。

■ 図表6-11 アクセシビリティに関する規格体系



資料：経済産業省

#### （4）ホームページ等のバリアフリー化の推進

各府省は、高齢者や障害のある人を含めた全ての人々の利用しやすいものとするため、ウェブコンテンツ（掲載情報）に関する日本産業規格（JIS X8341-3）を踏まえ、ホームページにおける行政情報の電子的提供の充実に努めている。

総務省では、公的機関がウェブアクセシビリティ（高齢者や障害者を含め、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できること）の向上に取り組む際の手順書となる「みんなの公共サイト運用ガイドライン」（2016年）を策定し、ウェブアクセシビリティの確保・

向上に取り組んでいる。2019年度は、2018年のアンケート調査結果を踏まえた聞き取り調査及び全国3か所での公的機関向け講習会を開催した。2020年度は、公的機関を対象とした取組状況に関するアンケート調査及び市町村を除いた地方公共団体の公式ホームページのJIS対応状況調査を実施した。2021年度も引き続きウェブアクセシビリティの普及啓発活動に取り組んでいく。  
([https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/b\\_free/guideline.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/b_free/guideline.html))

## 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたアクセシビリティの実現

障害の有無にかかわらず、全ての人々にとってアクセシブルでインクルーシブな東京2020大会を実現するため、公益社団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）、国の関係行政機関、東京都、関係地方公共団体、障害者団体及び障害者スポーツに関わる団体等で構成するアクセシビリティ協議会において、「Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン（※1）」をとりまとめ、国際パラリンピック委員会（以下「IPC」という。）から承認を得て、組織委員会により公表されている（※2）。

当ガイドラインを踏まえ、東京2020大会に向けた施設整備を行うこととしている。

※1：IPCが定める『IPCアクセシビリティガイド』と国内関係法令等に基づき、東京2020大会の各会場のアクセシビリティに配慮が必要なエリアと、そこへの動線となるアクセス経路、輸送手段、組織委員会による情報発信・表示サイン等の基準、及び関係者の接遇トレーニング等に活用する指針として、組織委員会が作成するもの。

※2： **「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」基準の具体例**

項目		内容
エレベーターのかごの大きさ	推奨	幅2,100mm×奥行1,500mm（IPCの推奨）、又は同等水準のサイズ ※鉄道駅等は、複数台設置により全体容量で推奨基準を達成する場合、当該基準を満たしたものとみなす。
	標準	幅1,700mm×奥行1,500mm（IPCの遵守基準）、又は同等水準のサイズ
		※構造上の理由等によって標準を満たせない場合 幅1,400mm×奥行1,350mm（国の遵守基準）
出入口のドア幅	推奨	950mm（IPCの推奨）
	標準	大会会場では850mm（IPCの遵守基準） 公共交通機関では900mm（国の推奨）
		※構造上の理由等によって標準を満たせない場合 800mm（国の遵守基準）
傾斜路の踊り場	推奨	高低差500mm以内ごとに設置（IPCの推奨）
	標準	高低差750mm以内ごとに設置（国の遵守基準） ※公共交通機関の屋外部分は高低差600mm以内ごとに設置（国の推奨基準）を標準とし、構造上の理由等でそれを満たせない場合にのみ、上記規定を適用

## 2. 社会参加を支援する情報通信システムの開発・普及

### (1) 電子投票の実施の促進

電子投票とは、電磁的記録式投票機（いわゆる電子投票機）を用いて投票する方法であり、開票事務の迅速化に貢献するとともに、自書が困難な選挙人であっても比較的容易に投票することが可能である。

我が国における電子投票は、2002年2月より、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において導入することが認められている。

総務省としては、2020年3月に、タブレット端末などの汎用機を用いた電子投票が実施できるよう電子投票システムの技術的条件の見直しを行ったところであり、地方公共団体に対する必要な情報の提供に取り組んでいる。

### (2) テレワークの推進

テレワークは、ICTを利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であり、女性、高齢者、障害のある人等の就業機会の拡大にも寄与するものと期待されている。

政府では、テレワークが様々な働き方を希望する人の就業機会の創出及び地域の活性化等に資するものとして、関係府省が連携し、テレワークの一層の普及拡大に向けた環境整備、普及啓発等を推進している。

総務省においては、社内コミュニケーションに不安がある、セキュリティが心配であるといった様々な課題に対応すべく、セミナーの開催、専門家による無料の個別コンサルティング、先進事例の収集・表彰、全国的なテレワーク導入支援体制の構築、セキュリティガイドラインの策定等の様々な施策を推進している。

また、2017年から、関係府省・団体が連携し、東京2020大会の開会式が予定されていた7月24日を「テレワーク・デイ」と位置付け、全国一斉のテレワークを呼びかけている。2018年には「テレワーク・デイズ」として期間を1週間に拡大し、2019年には7月22日から9月6日の期間において参加を呼びかけたところ、2,887団体、約68万人が参加した。2020年では、新型コロナウイルス感染症の影響により、東京2020大会の延期が決定したが、新しい生活様式を定着させ、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を持続的に可能とすることが必要であることから、引き続き、柔軟な働き方を実現するテレワークの全国的な推進を行うため、期間を限定せず、継続したテレワーク推進の呼びかけ、情報提供等の強化として実施した。

### 3. 情報提供の充実

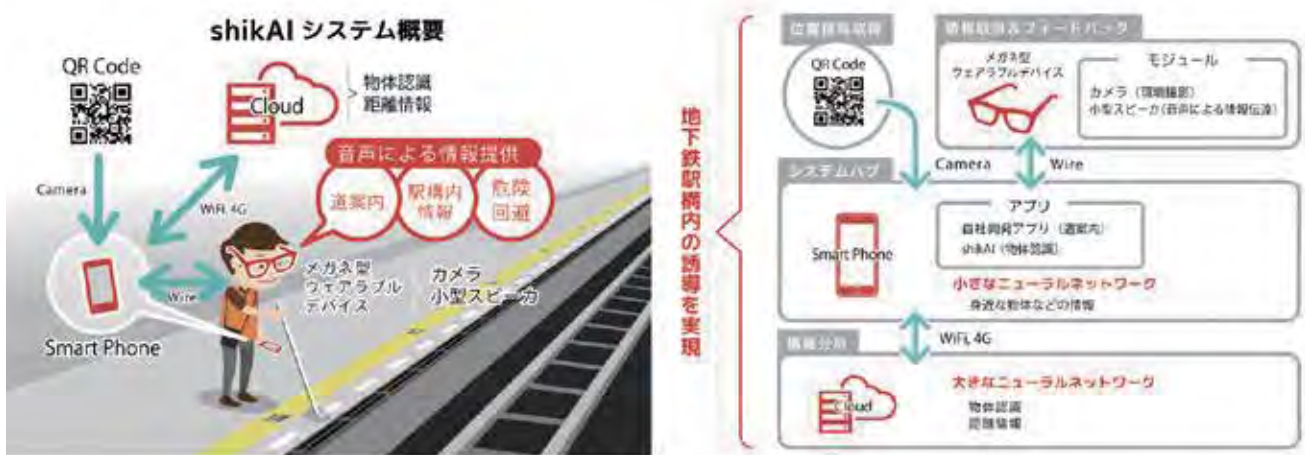
#### (1) 情報提供に係る研究開発の推進

##### ア 民間による研究開発に対する支援

総務省では、高齢者や障害のある人向けの通信・放送サービスの開発を行うための通信・放送技術の研究開発を行う者に対して支援を行っているほか、国立研究開発法人情報通信研究機構を通じて、身体に障害のある人のための通信・放送サービスの提供又は開発を行う者に対する助成、情報提供を実施している。

■ 図表6-12 研究開発の事例（視覚障害者の歩行誘導サービス）

地下鉄の駅構内に設置したQRコードからの情報とメガネ型ウェアラブルデバイスから得た情報をスマートフォンで統合し、クラウドサービスを利用しながら、道案内、駅構内情報、危険回避などを実現する



資料：総務省

##### イ 使いやすい電話機の開発

通信サービスの中でも特に電話は、障害のある人にとって日常生活に欠かせない重要な通信手段となっており、こうした状況を踏まえ、電気通信事業者においても、音量調節機能付電話等福祉用電話機器の開発や車椅子用公衆電話ボックスの設置など障害のある人が円滑に電話を利用できるよう種々の措置を講じている。

#### (2) 情報提供体制の整備

##### ア 情報ネットワークの整備

社会福祉法人日本視覚障害者団体連合においてネットワークを利用し、新聞情報等を即時に全国の点字図書館等で点字データにより受信でき、かつ、視覚障害のある人が自宅にいながらにしてウェブ上で情報を得られる「点字ニュース即時提供事業」を行っている。

また、社会福祉法人日本点字図書館を中心として運営されている視覚障害情報総合ネットワーク「サピエ」により、点字・録音図書情報等の提供を行っている。

障害のある人の社会参加に役立つ各種情報の収集・提供と、情報交換の支援を行う「障害者情報ネットワーク（ノーマネット）」では、障害のある人からの情報アクセスを容易にす

るため、文字情報、音声情報及び画像情報を統合して同時提供するマルチメディアシステム化を図るとともに、国内外の障害保健福祉研究情報を収集・蓄積し、インターネットで提供する「障害保健福祉研究情報システム」を構築している。

2018年5月に、障害者の情報アクセス機会の充実に係る権利制限規定の整備を含む「著作権法の一部を改正する法律」（平成30年法律第30号）が成立し、2019年1月1日から施行された。これにより、視覚障害者等のために書籍の音訳等を権利者の許諾なく行うことを認める権利制限規定（「著作権法」（昭和45年法律第48号）第37条第3項）において、音訳等を提供できる障害者の範囲について、改正前から対象として明示されている視覚障害や発達障害等のために視覚による表現の認識に障害がある者に加え、新たに肢体不自由等の者が対象となるよう規定が明確になったとともに、権利制限の対象とする行為について、改正前から対象となっているコピー（複製）、譲渡やインターネット送信（自動公衆送信）に加えて、新たにメール送信等が対象となった。また、同法の施行に伴う政省令の改正により、上述の規定により視覚障害者等のために書籍の音訳等を権利者の許諾なく行える団体等について、改正前から対象とされている障害者施設や図書館等の公共施設の設置者や文化庁長官が個別に指定する者に加え、新たに文化庁長官の指定を受けずとも一定の要件を満たす者が対象となった。

#### イ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進

2020年7月、文部科学省及び厚生労働省において「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）を策定した。基本計画は2019年6月に施行された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（令和元年法律第49号。以下「読書バリアフリー法」という。）第7条に基づき、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため策定したものである。また、同法第8条により、地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画の策定に努めることとされていることから、基本計画の策定に併せ、地方公共団体や関係機関等に向けて、「読書バリアフリー法」の趣旨を踏まえた取組の実施を促すための通知を発出した。

# TOPICS

## 著作権法の一部を改正する法律の公布・施行

2018年通常国会において「著作権法の一部を改正する法律」が2018年5月18日に成立し、同年5月25日に平成30年法律第30号として公布され、一部の規定を除き2019年1月1日に施行された。

同法では、障害者の情報へのアクセス機会の向上のため、視覚障害者等のために書籍の音訳等を権利者の許諾なく行うことを認める権利制限規定（「著作権法」（昭和45年法律第48号）第37条第3項）において、音訳等を提供できる障害者の範囲について、改正前から対象として明示されている視覚障害や発達障害等のために視覚による表現の認識に障害がある者に加え、新たに肢体不自由等の者が対象となるよう規定が明確になったとともに、権利制限の対象とする行為について、改正前から対象となっているコピー（複製）、譲渡やインターネット送信（自動公衆送信）に加えて、新たにメール送信等が対象となった。

また、同法の施行に伴い、「著作権法施行令の一部を改正する政令」（平成30年政令第360号）及び「著作権法施行規則の一部を改正する省令」（平成30年文部科学省令第37号）が、2018年12月28日に公布され、一部の規定を除き2019年1月1日に施行された。上述の規定（著作権法第37条第3項）により視覚障害者等のために書籍の音訳等を権利者の許諾なく行うことが認められる者については、改正前までは、障害者入所施設や図書館等の公共施設の設置者、視覚障害者等のための書籍の音訳等を的確かつ円滑に行うことができる技術的能力や経理的基礎等の体制を有するものとして文化庁長官が個別に指定する者が規定されていたが、適切な体制を有しているボランティア団体等については広く対象に含めることが望ましいと考えられることから、改正後には、一定の要件を満たす者については、文化庁長官の指定を受けることなく、書籍の音訳等を行うことができることとしている。詳しくは、文化庁ホームページ（<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/1412247.html>）をご覧ください（新たに対象となった団体数：107団体（2021年4月2日現在））。

### 平成30年著作権法改正の概要

#### 【障害者の情報アクセス機会の充実に係る権利制限規定の整備関係】

#### ①視覚障害者等に係る権利制限規定の受益者の範囲の拡大

・視覚障害者等のために書籍の音訳等を権利者の許諾なく行うことを認める権利制限規定（著作権法第37条第3項）において、音訳等を提供できる障害者の範囲について、肢体不自由等の者が対象となるよう規定を明確化する。

#### ②視覚障害者等に係る権利制限規定により権利制限の対象となる利用行為の拡大

・著作権法第37条第3項の権利制限の対象となる行為について、改正前から対象となっているコピー（複製）、譲渡やインターネット送信（自動公衆送信）に加えて、新たにメール送信等を対象とする。

#### ③視覚障害者等に係る権利制限規定により複製等を行える主体の拡大

・著作権法第37条第3項の権利制限規定の主体について、改正前までは、障害者入所施設や図書館等の公共施設の設置者、視覚障害者等のための書籍の音訳等を的確かつ円滑に行うことができる技術的能力や経理的基礎等の体制を有するものとして文化庁長官が個別に指定する者が規定されていたが、改正後には、一定の要件を満たす者については、文化庁長官の指定を受けることなく、書籍の音訳等を行うことができることとする。

#### 施行期日

上記①～③の改正事項について、平成31年1月1日から施行。

# TOPICS

## 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画について

2019年通常国会において「読書バリアフリー法」が成立し、2019年6月28日に施行された。また、2020年7月、文部科学省及び厚生労働省において「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）を策定した。基本計画は同法18条に基づき関係者協議会を設置し、関係者から聴取した意見を踏まえて、同法第7条に基づき策定されるものであり、視覚障害者等の読書環境の整備を通じ、障害のある人の社会参加・活躍の推進や共生社会の実現を目指すものである。基本計画は2020年度から2024年度までを対象期間とし、策定後は、定期的に進捗状況を把握・評価していくことが求められている。

基本計画では、基本的な方針として、同法に規定する3つの基本理念、(1) アクセシブルな電子書籍等の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供、(2) アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上、(3) 視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮について規定した。

また、施策の方向性として、(1) 視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等（第9条関係）、(2) インターネットを利用したサービスの提供体制の強化（第10条関係）、(3) 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（第11条関係）、(4) アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等（第12条関係）、(5) 外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備（第13条関係）、(6) 端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、情報通信技術の習得支援（第14条・第15条関係）、(7) アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端技術等の研究開発の推進等（第16条関係）、(8) 製作人材・図書館サービス人材の育成等（第17条関係）について、基本的施策（施策の方向性1～8）に取り組み、視覚障害者等の読書環境の整備を推進する。

### 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画【概要】 (読書バリアフリー基本計画)

#### 本計画の位置付け

- ・視覚障害者等（＝視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備の推進に関する施策の推進を図るため、読書バリアフリー法（7条）に基づき、総務大臣・経済産業大臣等との協議を経て、文部科学大臣・厚生労働大臣が策定（対象期間：令和2～令和6年度）。
- ・関係者による「協議の場」（18条）として設置した関係者協議会からの意見聴取を踏まえて策定。
- ・本計画策定後も、引き続き関係者協議会を開催するとともに、定期的な施策の進捗状況等の把握、課題の解決に向けた取組を実施。

#### 基本的な方針

- 1. アクセシブルな電子書籍等の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供**
  - ・アクセシブルな電子書籍等（＝音声読み上げ対応の電子書籍、デジタイズ図書、オーディオブック、テキストデータ等）について、市場で流通するものと、著作権法第37条に基づき障害者施設、図書館等により製作される電子書籍等を車の両輪として、その普及を図る。
  - ・視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続きアクセシブルな書籍（＝点字図書、拡大図書等）を提供するための取組を推進する。
- 2. アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上**
  - ・公立図書館、点字図書館、大学及び高等専門学校附属図書館、学校図書館、国立国会図書館において各々の果たすべき役割に応じアクセシブルな書籍等を充実させる。
  - ・アクセシブルな書籍等を全国の視覚障害者等に届ける仕組みとして図書館間の連携やネットワークを構築する。
- 3. 視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮**
  - ・読書環境の整備を進めるに当たり、視覚障害者等の個々のニーズに応じた適切な形態の書籍等を用意する。

#### 施策の方向性

- 1. 視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等（9条関係）**
  - ・公立図書館等や国立国会図書館、点字図書館におけるアクセシブルな書籍等の充実
  - ・各図書館の特性や利用者のニーズに応じた、円滑な利用のための支援の充実
  - ・視覚障害者等の児童生徒及び学生等が在籍する学校における読書環境の保障
  - ・公立図書館等における障害者サービスの充実
- 2. インターネットを利用したサービスの提供体制の強化（10条関係）**
  - ・アクセシブルな書籍等の統合的な検索システムに係る十分な周知
  - ・国立国会図書館やサビエ図書館のサービスの周知、サービス内容や提供体制等の検討
  - ・サビエ図書館への会員加入の促進などサビエ図書館の安定的な運営に資する支援の推進
- 3. 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（11条関係）**
  - ・サビエ図書館における製作手順や仕様基準の作成支援
  - ・特定書籍・特定電子書籍等（＝著作権法第37条により製作されるアクセシブルな書籍・電子書籍等）の製作ノウハウ共有等による製作の効率化
  - ・製作者への電磁的記録の提供に関する課題や具体的方法について出版関係者との検討の場を設置
- 4. アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等（12条関係）**
  - ・ICT技術等の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進
  - ・アクセシブルな電子書籍等の販売等に関する著作権者と出版者との契約に資する情報提供
  - ・書籍購入者への電磁的記録の提供に関する課題や具体的方法について出版関係者との検討の場を設置
  - ・民間電子書籍サービスの図書館への導入を支援
- 5. 外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備（13条関係）**
  - ・受入れ・提供機関の役割分担等による円滑な入手及び外国への提供の促進
- 6. 端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、ICTの習得支援（14条・15条関係）**
  - ・点字図書館等とICTサポートセンターの連携による端末機器等の情報の入手支援
  - ・点字図書館と公立図書館の連携によるサビエ図書館等のICTを用いた利用方法に関する相談・習得支援、端末機器の貸出等の支援
  - ・地方公共団体による端末機器等の給付の実施
- 7. アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端技術等の研究開発の推進等（16条関係）**
  - ・研究開発やサービス提供者に対する資金面の支援及び開発成果の普及
- 8. 製作人材・図書館サービス人材の育成等（17条関係）**
  - ・司書、司書教諭・学校司書、職員等の資質向上に資する研修等の実施
  - ・点訳者・官訳者、アクセシブルな電子データ製作者等の計画的な人材の養成



## ウ 政府広報における情報提供

内閣府では、視覚に障害がある人に対して政府の重要な施策の情報を提供するため、政府広報として音声広報CD「明日への声」及び点字・大活字広報誌「ふれあいらしんばん」を発行（年6回、各号約4,300部）し、それぞれ全国の視覚障害者情報提供施設協会、日本視覚障害者団体連合、特別支援学校、公立図書館（都道府県、政令市、中核市、特別区立等）、地方公共団体等、約3,000か所に配布している。



音声広報CD「明日への声」

資料：内閣府



点字・大活字広報誌「ふれあいらしんばん」

## エ 字幕付きビデオ及び点字版パンフレット等の作成

法務省刑事局では、犯罪被害者やその家族、さらに一般の人々に対し、検察庁における犯罪被害者の保護・支援のための制度について分かりやすく説明したDVD「もしも…あなたが犯罪被害に遭遇したら」を全国の検察庁に配布しているが、説明のポイントにテロップを利用しているほか、全編に字幕を付すなどしており、聴覚障害のある人も利用できるようになっている。

また、犯罪被害者等向けパンフレットの点字版及び同パンフレットの内容を音声で録音したCDを作成し、全国の検察庁及び点字図書館等へ配布を行い、視覚障害のある人に情報提供している。

法務省の人権擁護機関では、各種人権課題に関する啓発広報ビデオを作成する際に、字幕付ビデオも併せて作成するとともに、啓発冊子等に、音声コード（専用の機械に読み取らせることにより、本文の音声読み上げが可能なもの）を導入し、聴覚や視覚に障害のある人も利用できるようにしている。

## オ 国政選挙における配慮

国政選挙においては、2003年の「公職選挙法」(昭和25年法律第100号)改正により、郵便等投票の対象者が拡大されるとともに、代理記載制度が創設されているほか、障害のある人が投票を行うための必要な配慮として、点字による「候補者名簿及び名簿届出政党等名簿」の投票所等への備付け、投票用紙に点字で選挙の種類を示す取組、点字版やカセットテープ、コンパクトディスク等の音声版による候補者情報の提供、投票所における車椅子用スロープの設置や点字器の備え付け等を行っている。

また、政見放送における取組として、衆議院比例代表選出議員選挙、参議院選挙区選出議員選挙及び都道府県知事選挙にあっては手話通訳を、参議院比例代表選出議員選挙にあっては手話通訳及び字幕を、それぞれ付与することができることとしている。また、衆議院小選挙区選出議員選挙及び参議院選挙区選出議員選挙にあっては、政見放送として一定の要件のもと政党又は候補者が作成したビデオを放送することができ（いわゆる「持込みビデオ方式」）、政党又は候補者の判断により手話通訳や字幕を付与することができることとしている。

### (3) 字幕放送、解説放送、手話放送等の推進

視聴覚障害のある人が、テレビジョン放送を通じて情報を取得し、社会参加していく上で、字幕放送、解説放送、手話放送等の普及は重要な課題であり、総務省においては、その普及を推進している。

1997年の「放送法」(昭和25年法律第132号)改正により、字幕番組及び解説番組をできる限り多く放送しなければならないとする努力義務規定が設けられた。

また、総務省は、1997年に2007年度までの字幕放送の普及目標を定めた「字幕放送普及行政の指針」を、2007年に2017年度までの字幕放送及び解説放送(2012年改定時に手話放送を追加)の普及目標を定めた「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」を策定し、視聴覚障害のある人等に向けた放送の普及を促してきた。そして、2018年に2027年度までの字幕放送、解説放送及び手話放送の普及目標を定めた「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」を策定し、現在、この指針に基づき、各放送事業者において視聴覚障害のある人等に向けた放送の拡充に関する取組が進められている。また、国立研究開発法人情報通信研究機構を通じて字幕番組、解説番組及び手話番組の制作費や生放送番組に字幕を付与する機器の整備費用の一部助成も行っている。

全国的に字幕放送の普及が進んでいるものの、特に生放送番組への字幕付与については、多くの人手とコストがかかり、特殊技能人材等を要することから、特にローカル局等において普及が難しくなっている。また、深夜・早朝に災害が発生した場合には、人員の参集に時間がかかるため、緊急速報等に対する迅速な字幕付与が困難であることも課題となっている。このような課題への対応として、最先端のICT技術を活用し、人手を介さずに放送番組の音声から自動で字幕を生成・表示できるようにするため、総務省では、2018年度から、音声認識技術を用いた自動字幕付与システムの実用化に向けた実証事業を実施している。

字幕付きCMの普及についても、2014年に設立された字幕付きCM普及推進協議会(公益社団法人日本アドバイザーズ協会、一般社団法人日本広告業協会、一般社団法人日本民間放送連盟の3団体で構成)では、2020年9月に「字幕付きCM普及推進に向けたロードマップ」を策定したほか、関係者によるセミナーや障害者団体との意見交換を実施し、字幕付きCMの一層の普及に向けた活動を行っている。

厚生労働省では、聴覚障害のある人のために、字幕(手話)入り映像ライブラリーや手話普及のための教材の制作・貸出し、手話通訳者等の派遣、情報機器の貸出し等を行う聴覚障害者情報提供施設について、全都道府県での設置を目指し、その整備を促進している。



聴覚障害者情報提供施設(聴力障害者情報文化センター):手話番組の編集作業

# TOPICS

## 情報バリアフリーの促進

第1章  
第2章  
第3章  
第4章  
第5章  
第6章  
第7章  
参考資料

障害のある人がIoT(※)、AI(※)等による利便性を最大限に享受できるようにするため、その前提として、製品やサービスにおけるアクセシビリティの確保が不可欠である。総務省では、年齢や障害の特性を問わず、誰もが公的機関のホームページから必要な情報やサービスを利用できるようにするため、2004年度から取組を行っている。2020年度は、公的機関を対象とした取組状況に関するアンケート調査及び町村を除いた地方公共団体の公式ホームページのJIS対応状況調査を実施した。

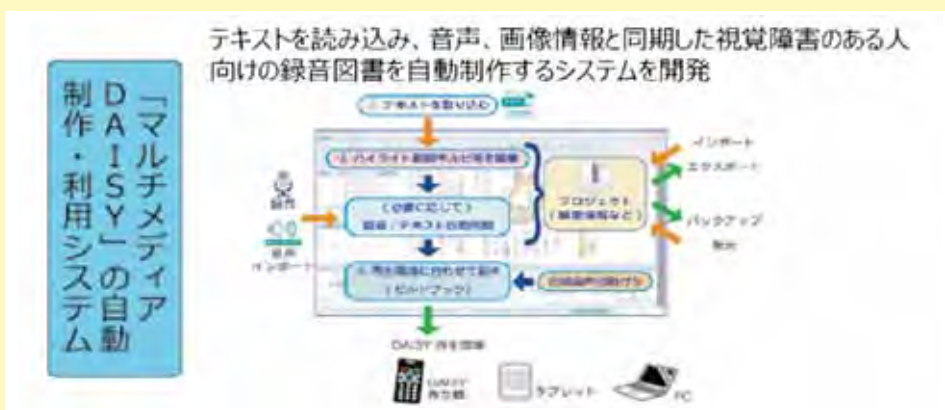
また、IoT、AI等の発展により、ICT分野における製品やサービスは、これまでの視覚、聴覚、身体障害中心の対応だけでなく、精神、発達、知的障害、難病を含め、あらゆる障害に対応できる可能性があることから、これらの関連技術の開発を推進していくため、①障害者向けのICTサービスを提供する中小企業等への助成、②障害者向けの新たなICT機器・サービスの研究開発を行う民間企業等への助成を行っている。

さらに、視聴覚障害のある人等に向けた放送サービスの提供に対する支援として、字幕番組、解説番組及び手話番組の制作費や生放送番組に字幕を付与する機器の整備費用の一部助成を実施しているほか、音声認識技術を用いた自動字幕付与システムの実用化に向けた実証事業を実施している。

※IoTとは、Internet of Things (モノのインターネット) の略。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すというコンセプトを表した語。

※AIとは、Artificial Intelligence (人工知能) の略。コンピュータを使って、学習・推論・判断など人間の知能のはたらしを人工的に実現するための技術。

### 【ICTサービスの提供及び研究開発に関する助成事例】



## (4) 日本銀行券の券種の識別性向上に向けた取組

日本銀行券（いわゆる、お札）については、偽造抵抗力強化の観点に加え、ユニバーサルデザインの観点も踏まえて様式を新しくし、2024年度上期から発行を開始することとしている（<https://www.mof.go.jp/currency/bill/20190409.html>）。

財務省においては、これまで日本銀行や国立印刷局とともに、視覚に障害のある人が券種を区別しやすくなるよう、関係者からの意見聴取、海外の取組状況の調査を行う等、様々な観点から検討を行ってきており、新しい日本銀行券には、この成果を反映し、触った時や見た時に券種の区別をしやすくする以下のような工夫を施すこととしている。

- ① 指の感触で券種の区別ができるマークを、現行券よりも触った時に分かりやすい形状に変更し、券種毎に異なる位置に配置。
- ② 肖像のすかしが入る「すき入れ」部分の形状に違いを設けて差別化した上で、券種毎に異なる位置に配置。
- ③ 表・裏両面のアラビア数字を大型化。
- ④ 高額券と千円券のホログラムの形状に違いを設けて差別化した上で、券種毎に異なる位置に配置。

■ 図表6-13 新しい日本銀行券のユニバーサルデザインの内容



注：図表中の番号は、本文中の番号に対応。

資料：財務省

## 4. コミュニケーション支援体制の充実

### (1) 手話や点訳等によるコミュニケーション支援

地域生活支援事業においては、聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者等の派遣や設置、点訳や音声訳等による支援などを行う意思疎通支援事業や、点訳奉仕員、朗読奉仕員、要約筆記者、手話奉仕員及び手話通訳者等の養成研修が実施されている。また、2013年度からは、手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者向け通訳・介助員の養成研修を都道府県の必須事業とするとともに、派遣を行う事業についても市町村で実施できない場合などは都道府県が実施する仕組みとし、意思疎通支援の強化を図っている。2018年度からは、失語症者向け意思疎通支援者の養成研修を実施し、2019年度からは派遣も行っている。

各都道府県警察においては、聴覚に障害のある人のための手話通訳及びルビを付した字幕入りの映像の活用や手話通訳員の確保に努めている。また、言語での意思伝達を困難とする人たちと警察官とのコミュニケーションを円滑にするため、協力団体と共に開発し、提供を受けた「コミュニケーション支援ボード」を、全国の交番、パトカー等に配備し、活用している。

厚生労働省においては、2017年度より、全国4団体の聴覚障害者情報提供施設等において、聴覚障害のある人が一人で電話をかけられるよう、手話通訳や文字通訳に対応するオペレーターを配置して支援する電話リレーサービスを実施しており、2018年度からは、全国7団体の聴覚障害者情報提供施設において実施している。

また、総務省及び厚生労働省においては、2019年1月より、「電話リレーサービスに係るワーキンググループ」を開催し、電話リレーサービスの在り方について検討を行い、同年12月に報告書を公表した。

その後、公共インフラとしての電話リレーサービスを実現するため、2020年通常国会において「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」（令和2年法律第53号）が成立し、同年12月1日に施行された。更に同法の規定に基づき、2021年1月、総務大臣により「電話リレーサービス提供機関」及び「電話リレーサービス支援機関」が指定された。電話リレーサービス提供機関は、2021年7月からの公共インフラとしての電話リレーサービスの開始を目指し準備を進めている。

### (2) コミュニケーション支援用絵記号及びアクセシブルミーティング

日本産業標準調査会（JISC）は、文字や話し言葉によるコミュニケーションの困難な人が、自分の意思や要求を相手に的確に伝え、正しく理解してもらうことを支援するための絵記号に関する規格として「コミュニケーション支援用絵記号デザイン原則（JIS T0103）」を制定し、2010年に障害のある人が会議に参加しやすいように主催者側の配慮事項の規格として「アクセシブルミーティング（JIS S0042）」を制定した。

■ 図表6-14 コミュニケーション支援用絵記号の例



注：コミュニケーション支援用絵記号デザイン原則（JIS T0103）には参考として約300の絵記号の例を収載しており、これらは公益財団法人共用品推進機構のホームページから無償でダウンロードすることができる。（<https://www.kyoyohin.org/ja/index.php>）

# TOPICS

## 聴覚に障害のある人にも電話というツールを ～公共インフラとしての電話リレーサービス～

インターネットの普及により、家族や友人とメールやチャットで連絡をとったり、お店や病院の予約をそれぞれのホームページから行ったりと、文字情報だけで用事を済ませられることが多くなってきた。しかし、電話しか連絡手段がない場合や、至急確認が必要となる場面など、現在も電話は生活に不可欠なコミュニケーションツールである。

このように、電話が必要となる場面は多いものの、電話は音声によるやりとりを要するため、聴覚や発話に障害のある人にとっては縁遠い存在である。どうしても電話を使う必要があるときは、家族や友人などに頼んでかけてもらうこととなる。それでも、頻繁に電話をかけるとだんだん頼みづらくなったり、頼める相手がいなかったりする時などは、電話を使うことができない。

そのような不便さを解消するため、聴覚や発話に障害がある人が一人で電話をかけられるようにする「公共インフラとしての電話リレーサービス」がまもなく開始されようとしている。電話リレーサービスは、利用者（聴覚や発話に障害のある人）が、手話や文字による情報と音声情報とを通訳するオペレーターを経由して、相手先（耳のきこえる方）に電話をかけられるサービスである。

まず、利用者が、相手先に伝えたい内容を手話や文字情報でオペレーターに伝えると、それをオペレーターが電話の相手先に音声で伝える。それに対して、相手先が音声でオペレーターに返答すると、オペレーターが手話や文字情報で利用者に返答内容を伝える、というものである。

これまでも民間企業や一般財団法人日本財団電話リレーサービスのモデルプロジェクトにおいて実施されていたが、電話リレーサービスの提供時間が限られていたことや緊急通報に対応していないこと等の課題があった。このような課題への対応として、総務省及び厚生労働省においては、2019年1月より「電話リレーサービスに係るワーキンググループ」を開催し、公共インフラとしての電話リレーサービスの在り方について検討を行い、同年12月に報告書を報告した。また、2020年通常国会において「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」が成立し、同年12月1日に施行された。

2021年1月、総務大臣は、電話リレーサービスの実施主体となる「電話リレーサービス提供機関」として「一般財団法人日本財団電話リレーサービス」を、電話リレーサービスの業務に要する費用に充てるための交付金の交付及び負担金の徴収を行う「電話リレーサービス支援機関」として「一般社団法人電気通信事業者協会」を指定した。公共インフラとしての電話リレーサービスでは、電話リレーサービスの24時間365日の提供や緊急通報への対応、利用者が電話リレーサービスを通じて電話をかけるだけでなく受けることを可能とする双方向化への対応をすることとしており、電話リレーサービス提供機関の事業計画によると、2021年7月から、公共インフラとしての電話リレーサービスが開始される予定となっている。

ICTや通信機器の進展により、電話という社会参加に不可欠なツールが、聴覚や発話に障害のある人にとっても身近なものになりつつある。



電話リレーサービスのしくみ